

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日    03-制度-00017 沿革                      (略) <u>平成 23 年 3 月 30 日</u>    <u>一部改正</u></p> <p>第 1 条    (略)</p> <p>(保険関係の成立)</p> <p>第 2 条    被保険者が保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 1 年の間 (以下「保険関係成立期間中」という。) に証券記載の輸出契約又は仲介貿易契約 (以下「輸出契約等」という。) の相手方と締結したすべての輸出契約等については、<u>日本貿易保険と保険契約者との間で輸出契約等の締結の日に保険関係が成立するものとする。</u></p> <p>第 3 条 ～ 第 10 条    (略)</p> <p>(保険契約の解除、失効)</p> <p>第 11 条    日本貿易保険は、第 20 条第 1 項及び第 22 条第 4 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一    保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法 (平成 5 年法律第 4 7 号) の贈賄に関する規定に違反したとき。</p> <p>二    保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日    03-制度-00017 沿革                      (略)</p> <p>第 1 条    (略)</p> <p>(保険関係の成立)</p> <p>第 2 条    被保険者が、<u>保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 1 年の間 (以下「保険関係成立期間中」という。) に証券記載の輸出契約又は仲介貿易契約 (以下「輸出契約等」という。) の相手方と締結したすべての輸出契約等は、輸出契約等に係る保険金額の累計額が証券記載の引受保険金額上限額 (保険関係成立期間中に増額が行われた場合には、<u>増額後の金額</u>) に達するまで、</u>日本貿易保険と保険契約者との間に輸出契約等の締結の日に保険関係が成立するものとする。</p> <p>第 3 条 ～ 第 10 条    (略)</p> <p>(保険契約の解除、失効)</p> <p>第 11 条    日本貿易保険は、第 20 条第 1 項及び第 22 条第 4 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一    保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法 (平成 5 年法律第 4 7 号) の贈賄に関する規定に違反したとき。</p> <p>二    保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</p>	

2 保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなった証券記載の輸出契約等の相手方に係る部分は、その効力が発生する日から失効する。ただし、失効日より前に締結された輸出契約等について成立する保険関係に関しては、この限りではない。

- 一 証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき
- 二 「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063 (以下「名簿規程」という。)) 第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付がEC格若しくはSC格に格付けされたとき又は事故管理区分となったとき

3 この約款に特別の定めがない限り、保険契約の解除又は失効は、将来に向かってのみその効力を生じる。

第11条の2 前条第1項の規定にかかわらず、日本貿易保険は、保険契約者が貿易一般保険包括保険(企業総合)の特約書又は簡易通知型包括保険の契約を新たに締結する場合に限り、保険関係成立期間の途中であっても保険契約を解除することができる。

第12条 ～ 第21条 (略)

(保険料の納付等)

第22条 保険契約者は、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程(平成16年7月2日04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。)に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。

2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した

2 保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなった証券記載の輸出契約等の相手方に係る部分は、その効力が発生する日から失効する。ただし、失効日より前に締結された輸出契約等について成立する保険関係に関しては、この限りではない。

- 一 証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき
- 二 「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063 (以下「名簿規程」という。)) 第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付がEC格若しくはSC格に格付けされたとき又は事故管理区分となったとき

3 この約款に特別の定めがない限り、保険契約の解除又は失効は、将来に向かってのみその効力を生じる。

第12条 ～ 第21条 (略)

(保険料の納付等)

第22条 保険契約者は、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程(平成16年7月2日04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。)に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。

2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した

<p>延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。</p> <p>4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部を解除することができる。</p> <p>5 前項の規定による解除は、保険契約の締結の日から効力を生ずる。</p> <p>6 日本貿易保険は、保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、納付された保険料のうち当該各号の輸出契約等の相手方に係るもの（以下「引受停止対象保険料」という。）に、当該各号のいずれかに該当した日の属する月の翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の12月に対する割合を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。</p> <p>一 証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき</p> <p>二 名簿規程第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付がEC格若しくはSC格に格付けされたとき又は事故管理区分となったとき</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、被保険者が第16条の規定に基づき、損失の発生若しくは危険の発生を通知した場合、日本貿易保険は、引受停止対象保険料を返還しない。</p> <p><u>8 日本貿易保険は、第11条の2に基づき保険契約を解除した場合、納付された保険料のうち保険契約を解除した日の属する月の翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の12月に対する割合を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。</u></p>	<p>延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。</p> <p>4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部を解除することができる。</p> <p>5 前項の規定による解除は、保険契約の締結の日から効力を生ずる。</p> <p>6 日本貿易保険は、保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、納付された保険料のうち当該各号の輸出契約等の相手方に係るもの（以下「引受停止対象保険料」という。）に、当該各号のいずれかに該当した日の翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の12月に対する割合を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。</p> <p>一 証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき</p> <p>二 名簿規程第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付がEC格若しくはSC格に格付けされたとき又は事故管理区分となったとき</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、被保険者が第16条の規定に基づき、損失の発生若しくは危険の発生を通知した場合、日本貿易保険は、引受停止対象保険料を返還しない。</p>	
--	---	--

9 前3項に定める場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じない場合においても、日本貿易保険は保険料を返還しない。

第23条 ～ 第38条 (略)

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

8 前2項に定める場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じない場合においても、日本貿易保険は保険料を返還しない。

第23条 ～ 第38条 (略)